

軽自動車税のしくみ

▼問合せ 税務課

☎ 62-2153

軽自動車税は、軽自動車等を毎年4月1日現在で所有（登録）している場合に、年税額で課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくことになります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

【手続き場所】

◇原動機自転車・小型特殊自動車

役場税務課窓口

◇軽自動車（三輪・四輪）

軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所

☎ 050-3816-3112

◇小型二輪自動車・軽二輪自動車

埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2027

【注意とお願い】

現物を廃棄処分した場合、速やかに廃車手続きをしましょう。

・知人等に譲渡した場合も名義変更をしましよう（手続き漏れの場合、前所有者に納税通知書が送られます）。

・盗難に遭われた場合でも警察の盗難届とともに廃車の手続きが必要です。

【注意とお願い】

現物を廃棄処分した場合、速やかに廃車手続きをしましょう。

・壁、地面に常に濡れている所がある

・水道使用量が顕著に増えた

・このようなときは、地下や床下で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

【漏水の確認方法】

- ・家中の蛇口を全て閉め、水道メータのパイロット（写真参考・銀色の羽車）が回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。
- ・夜、水の音がする
- ・排水のほかに水が出ている
- ・壁、地面に常に濡れている所がある
- ・水道使用量が顕著に増えた
- ・このようなときは、地下や床下で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

水道の漏水にご注意ください

▼問合せ 上下水道課

☎ 62-0728

【漏水修理について】

ご自身で、町指定の給水装置工事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。

※修理費用は、お客様負担となります。

水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、給水装置の管理はご自身が行なうため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

【水道料金の軽減制度】

宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。軽となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。

この制度を受けることができるのとは、同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。漏水箇所によつては軽減されない場合もあります。

水道水の漏水調査を実施します

▼問合せ 上下水道課

☎ 62-0728

雨水を污水管に流していませんか

▼問合せ 上下水道課

☎ 62-0728

最も多い1定期検針分

○軽減となる水道料金の算出

申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明を受け提出してください。

○軽減申請書の提出

申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明を受け提出してください。

○軽減決定の通知

申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知は給水装置使用者に送付します。

水道料金の軽減制度について、ご不明な点はお問い合わせください。

○軽減対象となる漏水

町では、限りある水資源の有効活用や陥没による事故等を未然に防止するため、道路や宅地内に埋めてある水道管の漏水調査を毎年行っています。

○軽減の対象とならない漏水

・事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水

・同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地内同一箇所での2度目以降の漏水

・町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象となる漏水

発見困難な地下漏水

○軽減の対象とならない漏水

・事実が容易に確認でき、かつ事実を

知りながら放置した漏水

・同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地内同一箇所での2度目以降の漏水

・町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象となる漏水

漏れていた期間のうち、漏水量の

○軽減の対象となる漏水

漏れていた期間のうち、漏水量の

○軽減の対象となる漏水

漏れていた期間のうち、漏水量の

○軽減の対象となる漏水

漏れていた期間のうち、漏水量の

水道メーターの交換にご協力をお願いします

▼問合せ 上下水道課

☎ 62-0728

ご家庭の庭先に埋設された浄化槽は、トイレ等の汚水を処理するもので生活に欠かせない重要な施設です。汚水は浄化槽の中の微生物の働きにより浄化され、最後に消毒され側溝等に放流されます。微生物が十分に働くようには、たまたま汚泥の引抜きや装置の調整、消毒薬の補充などの維持管理を行わないと、故障により多額の費用が必要になつたり、悪臭等で近隣に迷惑をかける可能性もあります。このたつを行うことが法律により義務付けられています。

（1）保守点検：浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等を行います。

（2）清掃：浄化槽内にたまつた汚泥の抜き取りなど（年1回以上）

（3）定期水質検査：保守点検清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査（年1回）

浄化槽をご使用の方についてはこのスペースには限りがあります。

浄化槽をご使用の皆さんへ

▼検査申込み・問合せ

（一社）埼玉県環境検査研究協会

☎ 048-649-5151

皆さんのご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換しています。道課では、交換作業に際して対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお